

令和5年度 介護専用型有料老人ホーム整備費補助

協議スケジュール

1 協議書提出締切

令和5年9月15日（金曜日）

- 整備を計画する場合は、まず整備地の区市町村へ事前相談が必要です。
- 東京都への協議書提出前に、整備地の区市町村による事前の確認が必要です。
- 区市町村への書類提出締切日は、区市町村担当者に確認してください。
- 令和6年度及び令和7年度の2か年にまたがる整備計画も対象となります。年度ごとの工事出来高（進捗率）に応じて補助します。

2 提出先

東京都福祉保健局 高齢社会対策部 施設支援課 有料老人ホーム担当
(新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一庁舎26階中央)
電話：03（5320）4296【直通】

- 整備予定地が確定し、協議内容が具体的に変わったところで、協議書提出前に都へ御相談ください。
- 協議・相談等で来庁される場合は、来庁1週間前を目途に必ず事前に電話連絡で御予約ください。

3 協議書提出後の審査スケジュール（予定）

	時期
現地調査（※1）	令和5年10月頃
ヒアリング（※2）（※3）	令和5年11月頃
協議書確定	令和5年12月頃
審査会	令和6年 1月頃
補助内示	令和6年 6月頃

※1…補助協議書提出後の現地調査は、オーナー、運営事業者、区市町村及び都で

行います。

※2…ヒアリング時に自己資金を確認するために預金通帳等の原本確認（オーナー、運営事業者）を行います。

※3…ヒアリング時までに、オーナーもしくは運営事業者から区市町村意見書原本を提出していただきます。